

みんなで作ろう

災害に強いまち

避難行動要支援者の避難支援マニュアル



平成30年10月修正

 魚沼市

避難行動要支援者の避難支援マニュアル

目 次

基本的な考え

- 1 本マニュアルの目的 1
- 2 自助・共助・公助 1

避難行動要支援者と名簿について

- 1 避難行動要支援者とは 2
- 2 市提供の避難行動要支援者名簿 2
- 3 名簿の提供先団体と種類 3
- 4 同意者名簿と非同意者名簿 6
- 5 名簿の適正管理 6

平常時の対応

- 1 関係機関等の役割 7
- 2 地域内の協力体制の確立 8
- 3 避難・安否確認・情報収集体制の確立 8
- 4 自主防災会（自治会）名簿の作成 10
- 5 避難行動要支援者名簿の有効活用 13
- 6 避難支援計画の策定 14

災害時の対応

- 1 関係機関等の役割 16
- 2 避難情報の種類 16
- 3 確実な情報伝達 17
- 4 安否確認と被害状況の把握 18

基本的な考え

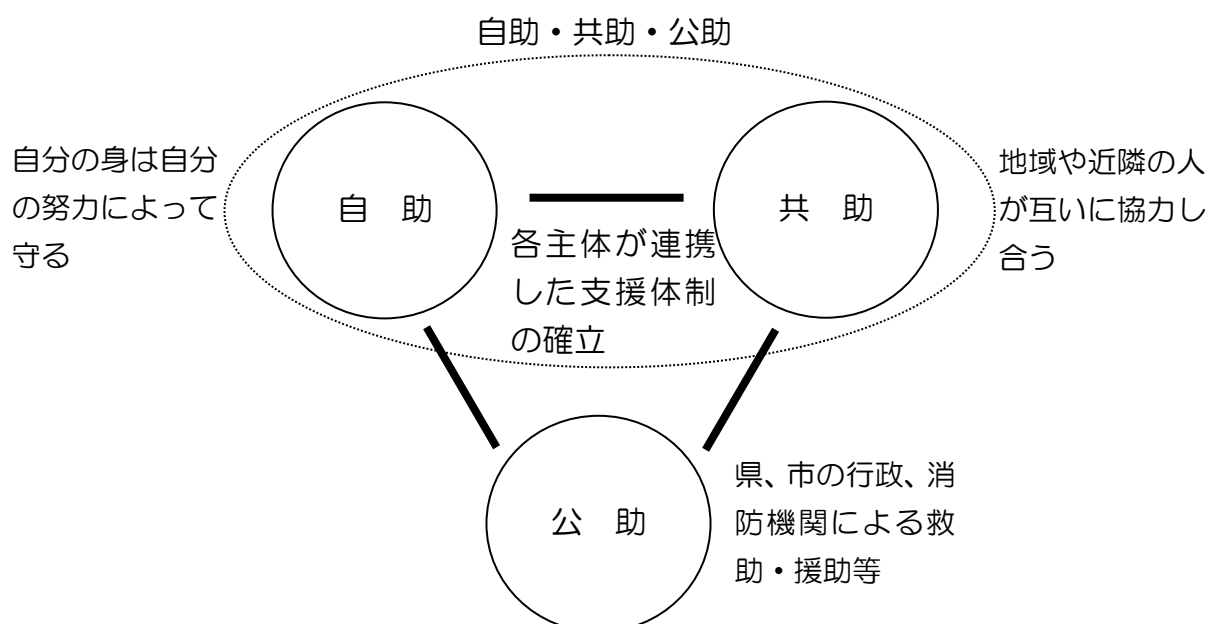
1 本マニュアルの目的

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時に自力での避難が困難で援護が必要となる避難行動要支援者に対し、避難情報を的確に伝達し、早期に安全な場所に避難することができるようにするため、避難支援の体制その他必要な考えをとりまとめたものです。このマニュアルに基づき、地域の皆様の御協力をいただき、避難行動要支援者の支援体制の推進を図ることを目的としています。

2 自助・共助・公助

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、県や市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられることから、自分の身は自分の力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人たちが集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

避難行動要支援者は、「自助」が困難であることから、その支援においては、地域で協力し合う体制や活動、すなわち自主防災会等が支援活動の主力となります。



避難行動要支援者と名簿について

1 避難行動要支援者とは

地震や風水害、火災といった危険がせまったときに、それを察知したり、適切に行動するといったことに何らかのハンディキャップがあり、周囲の支援が必要になる方たちを一般的に「避難行動要支援者」と言います。

● 災害時におけるハンディキャップ

1 危険を察知しにくい

2 危険であることを理解・判断しにくい

3 危険に対して適切な行動がとれない

2 市提供の 避難行動要支援者名簿

災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる高齢者の方や、障害をお持ちの方のうち、個人情報自主防災会（自治会）・民生委員・消防団へ提供することに同意された方々の名簿です。

地区ごと及び民生委員ごとの対象者の「一覧表」と、個人ごとの「個票」の2種類があります。

市が提供する避難行動要支援者名簿は、便宜上、次のような一定の要件を満たす方を登載しています。

高齢者 75才以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の者

要介護認定者 要介護度3以上の者

身体障害者 身体障害者手帳の種別が第1種の者

知的障害者 療育手帳の判定がAの者

精神障害者

精神保健福祉手帳を有し避難支援が必要と認められる者

県からの難病患者情報提供者

保健所調査により市への情報提供に同意を得た者

その他

上記要件に該当しないが、それらに準ずる者

3 名簿の提供先団体と種類

自主防災会 (自治会)

- ☞ 一覧 1
(会長用1)
- ☞ 個票 1
(支援者用1)

民生委員

- ☞ 一覧 1
- ☞ 個票 1

消防団

- ☞ 名簿配付なし
- ☞ 自主防災会と共用

【参考資料】 「避難行動要支援者名簿（一覧）」

| 【厳重に管理してください】 平成26年度 避難行動要支援者名簿/平常時公開同意リスト●自主防災会用 H26.12.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|---------|----|----|-------|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|-------|------|-----|-----|--|------|
| 行政区 CD | 行政区名 | 氏名 | カナ氏名 | 年齢 | 性別 | 世帯主 | 住所 | 方書 | 高 | 介 | 障 | 障 | 障 | 障 | 障 | 障 | 障 | | | | |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 独 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 独 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | 障 | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | 障 | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | 障 | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | 障 | 県 | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 高 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 独 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H26 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 独 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 独 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | 介 | | | | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |
| 101 | 堀之内本町 | 魚沼 太郎 | ウオヌ タロウ | 87 | 男 | 魚沼 花子 | 堀之内123 | | | | | | 障 | | 2 | 魚沼 一郎 | H25前 | 有・無 | 安・否 | | サンプル |

【参考資料】 「避難行動要支援者名簿（個票）」

魚沼市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（兼同意確認）

平成 年 月 日

魚沼市長 様

私は、この制度の趣旨を理解し名簿に登録すること、並びに私が届け出た個人情報を市防災関係部署のほか地域自主防災会（自治会）、民生・児童委員、消防団及びこれに準ずると認める団体機関に提供することに

同意します 同意しません （いずれかに☑してください。）

施設入所・長期入院中のため、対象外です。

平成 年 月 日 氏名 _____ 印

以下は同意した方のみご記入ください

| | | | | | | |
|-------------------|---|-------|--------|----------|------|--|
| 避難行動要支援登録者 | ふりがな | | 生年月日 | 明・大・昭・平 | | |
| | 登録者氏名 | | | 年 月 日 | (歳) | |
| | | | 性別 | 男 ・ 女 | | |
| | 住所 | 〒 魚沼市 | | 所属する自治会名 | | |
| | 自宅電話番号 | | 地区民生委員 | | | |
| | 携帯電話番号 | | FAX 番号 | | | |
| 区分 (該当する全てにシ印) | <input type="checkbox"/> 高齢者世帯（75歳以上）（ <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ） <input type="checkbox"/> 要介護認定者（要介護3以上） <input type="checkbox"/> 障害者手帳等（身体1種、療育A、精神保健福祉手帳ありで支援が必要） <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | |
| 緊急時の連絡先 | ふりがな | | 自宅電話番号 | | | |
| | 氏名 | | 携帯電話番号 | | | |
| | 住所 | 〒 | | 登録者との関係 | | |

*所管 福祉課厚生室 025-792-9767

裏面もご覧ください

裏面

以下は、記入できる範囲でお願いします。

| | | | | | | |
|-----------------|---|----------------------------|------------------------------------|-------|--------|----|
| 地域における避難支援の個別計画 | (いずれかに○) 1 支援者を自分で確保できる。または、自力で避難できる。(一般、準支援者) 2 地域の人の力を受けて避難したい。自力で避難できない。(要支援者) | | | | | |
| | 避難時及び避難先での留意事項 | | 例：車椅子・担架を使用。透析を使用。在宅酸素を使用。ストマを使用。等 | | | |
| | 支援者 | ※ここを記入するときは、相手方の了承を得てください。 | 個人名又は団体名 | 連絡先電話 | 支援者の区分 | 備考 |
| | | | | | 家族・その他 | |
| | | | | | 家族・その他 | |
| かかりつけ医 | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | |

以下は記入不要です。

《福祉課 処理欄》

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| 受付年月日 | | | | | |
| | | | | | |

4 同意者名簿と非同意者名簿

同意者名簿

平常時からの名簿提供に対し、同意を得ることができた方を登録

☞ 平常時より名簿提供

非同意者名簿

諸事情から名簿提供に対し、同意を得ることができなかった方を登録

☞ 非常時に備え、市で保有
☞ 非常時に提供
対応の後、すみやかに回収

5 名簿の適正管理

災害時の避難行動要支援者の安全確保・避難支援のための名簿です。目的外の利用は絶対にしないでください。また、知り得た情報は外部へ漏らさないでください。

大切な個人情報ですので、盗難・紛失がなく、また、いざという時に取り出しやすい場所を選んで保管してください。



名簿は大切な個人情報です。コピー（複製）は絶対にしないでください。

平常時の対応

1 関係機関等の役割

(1) 市の役割

- ア 市で保有する高齢者や障害者等の情報を提供することに同意を得た者の情報を自主防災会、民生委員へ提供する。
- イ 定期的に研修会等を開催し、避難行動要支援者避難支援体制の構築を推進する。

(2) 自主防災会の役割

- ア 民生委員児童委員、消防団等と連携し、避難支援の個別計画を作成する。
- イ 市が提供する避難行動要支援者名簿を参考にし、自主防災会名簿を作成する。
- ウ 地域内の危険箇所を把握し、避難経路を確認しておくとともに住民への周知に努める。
- エ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援を想定した訓練を実施する。
- オ 定期的な見守り活動を実施する。

(3) 民生委員児童委員の役割

- ア 自主防災会に協力する。
- イ 市の避難行動要支援者名簿の作成に協力する。
- ウ 自主防災会が実施する防災訓練へ参加する。
- オ 定期的な見守り活動を実施する。

(4) 消防団の役割

- ア 自主防災会と連携し避難行動要支援者避難支援体制の構築に協力する。
- イ 自主防災会への技術支援を行う。
- ウ 自主防災会が実施する避難行動要支援者避難支援に関する防災訓練へ協力する。

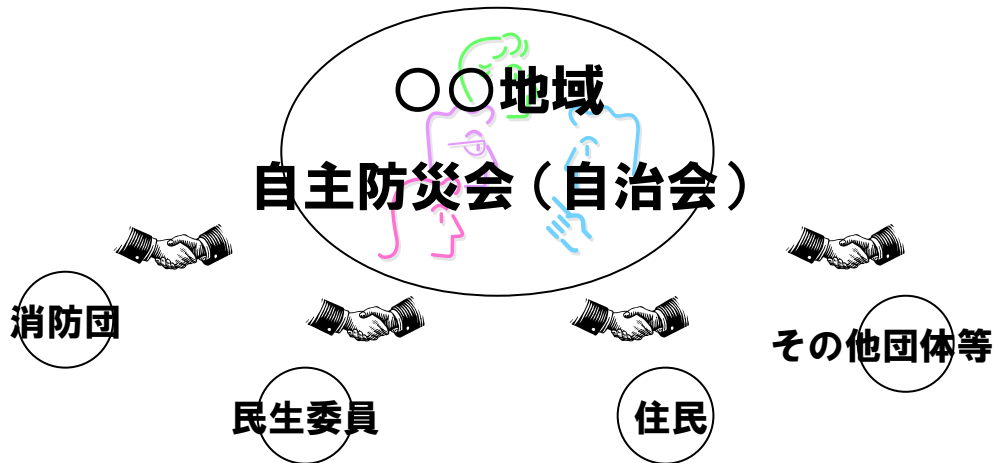
(5) 社会福祉協議会の役割

- ア 避難行動要支援者の避難支援に関して関係機関との連絡調整に協力する。

2 地域内の協力体制の確立

いざというときに、地域のみなさんが一丸となって地域の安全を確保できるよう、自主防災会（自治会）が中心となり、消防団、民生委員など、地域活動に係る団体等との協力体制を確立しましょう。

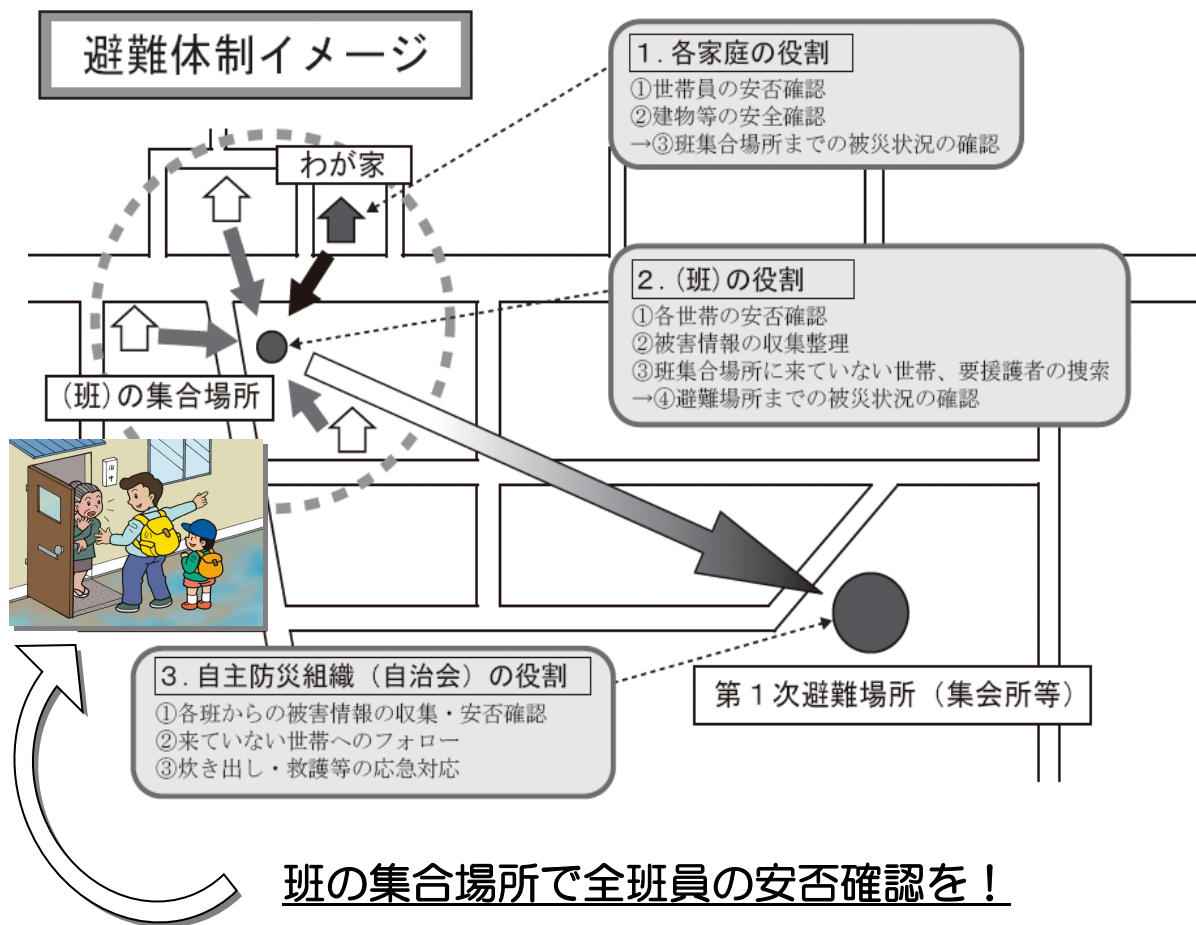
取組例 自主防災会（自治会）が中心となり地域が結束



3 避難・安否確認・情報収集体制の確立

災害時に避難場所・避難所に避難する際、ひと工夫で安否確認が容易になります。地域全員の安全を確認、確保する避難方法を検討しましょう。

取組例 班（組合）などの最小単位で避難場所へ移動



4 自主防災会（自治会）名簿の作成

非常時の安否確認をより確実に行うために、地域をもういちど見つめなおしてみましよう。また、その際には、特に「非常時に自力で避難することができない避難行動要支援者」について近所を確認し、非常時には皆で助け合いましよう。

取組例 名簿作成を機に、近所・地域をみなおす

| 〇〇自主防災会 A班 世帯名簿（班長用） | | | | | | |
|----------------------|------|------------|----------------------|------|--------|---------------------------|
| 班長：〇△◇太郎 | | | 班集合場所：A宅前広場 | | | |
| 世帯主 | 世帯員数 | うち避難行動要支援者 | | 避難人数 | 安否不明者名 | けが・被害状況等 |
| | | 安否確認済み | 安否確認済み | | | |
| 堀之内太郎 | 6 | | ○郎（50才） 手足の不自由 | | | それぞれの班名簿を集計し、地域全体の状況を把握する |
| 小出 二郎 | 8 | | ○子（22才） 妊婦11月出産予定 | | | |
| 湯之谷三郎 | 4 | | △男（80才） □子（79才） | | | |
| 合計 | 18 | | 4 | | | |

| 〇〇自主防災会 世帯員集計表（会長用） | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|--------|--------|-----------|--------|-------|------|---------|-----------|
| 班 | 世帯数 | 世帯員数 | | 避難行動要支援者数 | | 避難世帯数 | 避難者数 | 安否未確認者数 | 被害状況等特記事項 |
| | | 安否確認済み | 安否確認済み | 安否確認済み | 安否確認済み | | | | |
| A | 3 | | 18 | | 4 | | | | |
| B | 10 | | 50 | | 15 | | | | |
| C | 8 | | 35 | | 8 | | | | |
| 合計 | 21 | | 103 | | 27 | | | | |



名簿を作成する際には要援護者本人や家族のプライバシーへの十分な配慮が必要です。地域住民に納得のいく説明をして了解の得られた人のみを掲載したり、アンケート形式で協力をおおぐなど、慎重に名簿づくりを進めましよう。

5 避難行動要支援者名簿 の有効活用

各自主防災会名簿を、市から提供のあった「避難行動要支援者名簿」を参考に、より精度の高い名簿としましょう。

取組例1 自主防災会名簿を作成済みの場合・・・



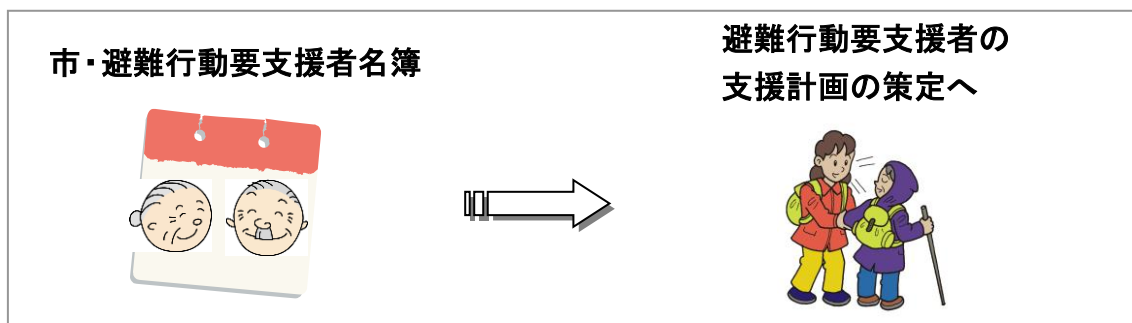
「(新) 自主防災会名簿」に登載の避難行動要支援者一人ひとりについて、地域としての避難支援方針を決定する。



取組例2 自主防災会名簿を作成していない場合・・・



「市・避難行動要支援者名簿」に登載の避難行動要支援者ひとりひとりについて、地域としての避難支援方針を決定する。



6 避難支援計画の策定



災害時要援護者名簿などは、ただ持っていれば良いというものではなく、そのひとりひとりをどのように避難を支援するかが重要です。地域ごとに話し合い、地域として、避難行動要支援者の避難支援計画をつくり、実践しましょう。

取組例 1 班（組）全員を支援者として班ごとに支援する

取組例 2 要援護者 1 名につき、近隣住民数名を支援者とする



消防団と自主防災会の関係

消防団は、市の組織であり自主防災会とは別組織です。市長の指揮命令により活動し、時には市内の最重要地域におもむき活動を展開します。

しかし、消防団と自主防災会との連携は必須であり、災害時には協同していくことが重要です。特に災害初動時は、消防団は地元での活動を最優先します。

【参考資料】

(記入例)

避難行動要支援者避難支援計画報告書

平成 年 月 日

自主防災会名 _____

会 長 名 _____

避難行動要支援者対策に関し、次のとおり避難支援体制を整備したので報告します。

記

1 避難行動要支援者

- 市提供名簿の _____ 名について
- 市提供名簿+独自調査の 26 名について

2 避難支援体制

- 班（組）全員を支援者として班ごとに避難支援する
- 避難行動要支援者1名につき、近隣住民 _____ 名を避難支援者とする
- その他

()

3 特記事項

昼間は若手が少なくなるので、非常時には〇〇事業所にも名簿を提供し、協力してもらうよう協定を結んだ。

災害時の対応

1 関係機関等の役割

(1) 市の役割

- ア 避難行動要支援者の避難、安否確認の状況を把握する。
- イ 社会福祉協議会と連絡を取り合い、福祉避難所の設置の要否、避難行動要支援者支援の要否の調整を行う。

(2) 自主防災会の役割

- ア 避難行動要支援者の安否確認を行う。
- イ 個別支援計画に基づく避難支援、避難誘導を行う。
- ウ 避難行動要支援者の安否確認、被害状況等を市へ報告する。

(3) 民生委員児童委員の役割

- ア 自主防災会に協力するとともに、市（福祉課、健康課）及び社会福祉協議会との連絡調整をする。
- イ 被災者からの相談や現場の状況を把握し、社会福祉協議会への報告及び支援の要否を調整する。

(4) 消防団の役割

- ア 自主防災会と連携し、個別計画に基づく避難支援、安否確認など協力する。
- イ 避難情報の広報、声かけを行う。

(5) 社会福祉協議会の役割

- ア 民生委員及び市（福祉課、健康課）と連絡を取り合い、福祉避難所の設置の要否、要援護者支援の要否を調整する。

2 避難情報の種類

避難準備・高齢者

等避難開始

避難行動要支援の ための情報

- 避難に時間のかかる災害時要援護者は、決められた避難場所・避難所へ避難する。
- 家族や避難支援者は、避難行動要支援者の避難をサポートする。
- 通常の避難行動ができる方は、家族との連絡先、非常持ち出し品の用意などの避難準備を始める。

避難勧告

- すべての住民は、決められた避難場所・避難所に避難する。

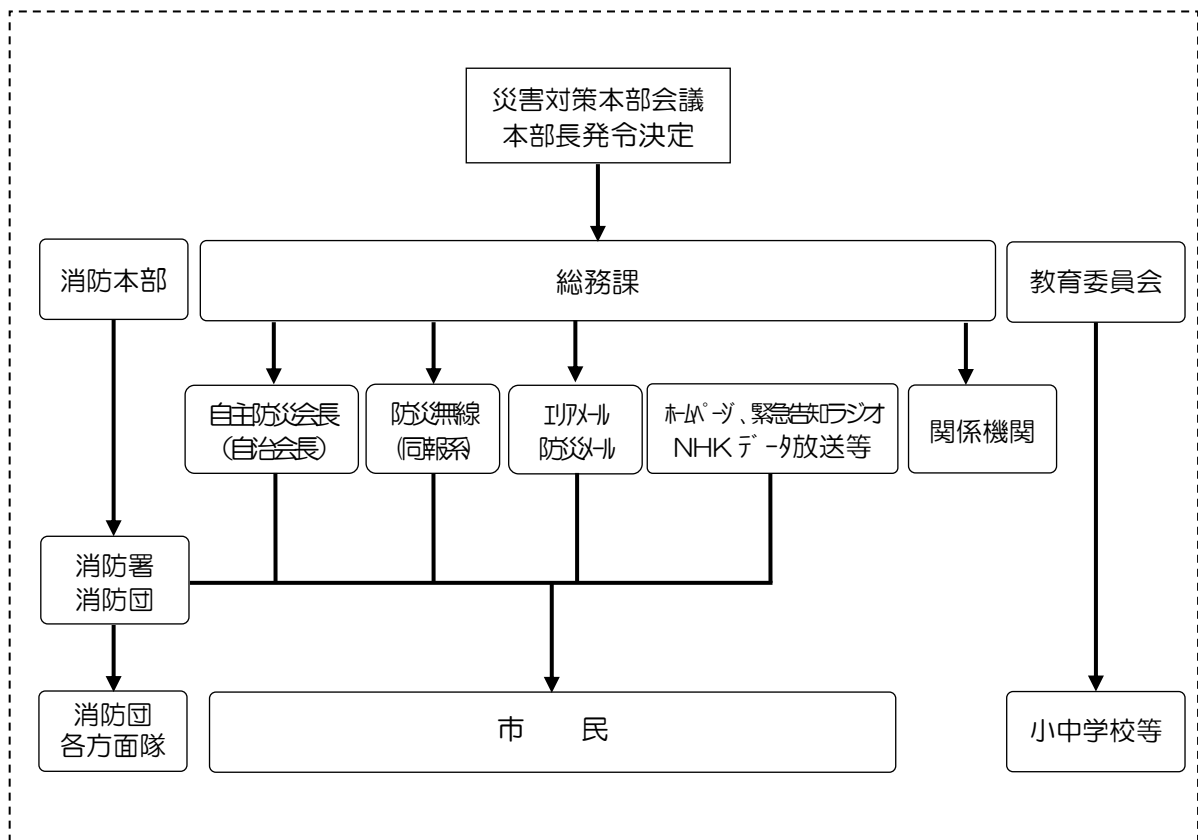
避難指示（緊急）

- 避難中の住民は、直ちに避難を完了する。
- まだ避難していない住民は、直ちに避難する。

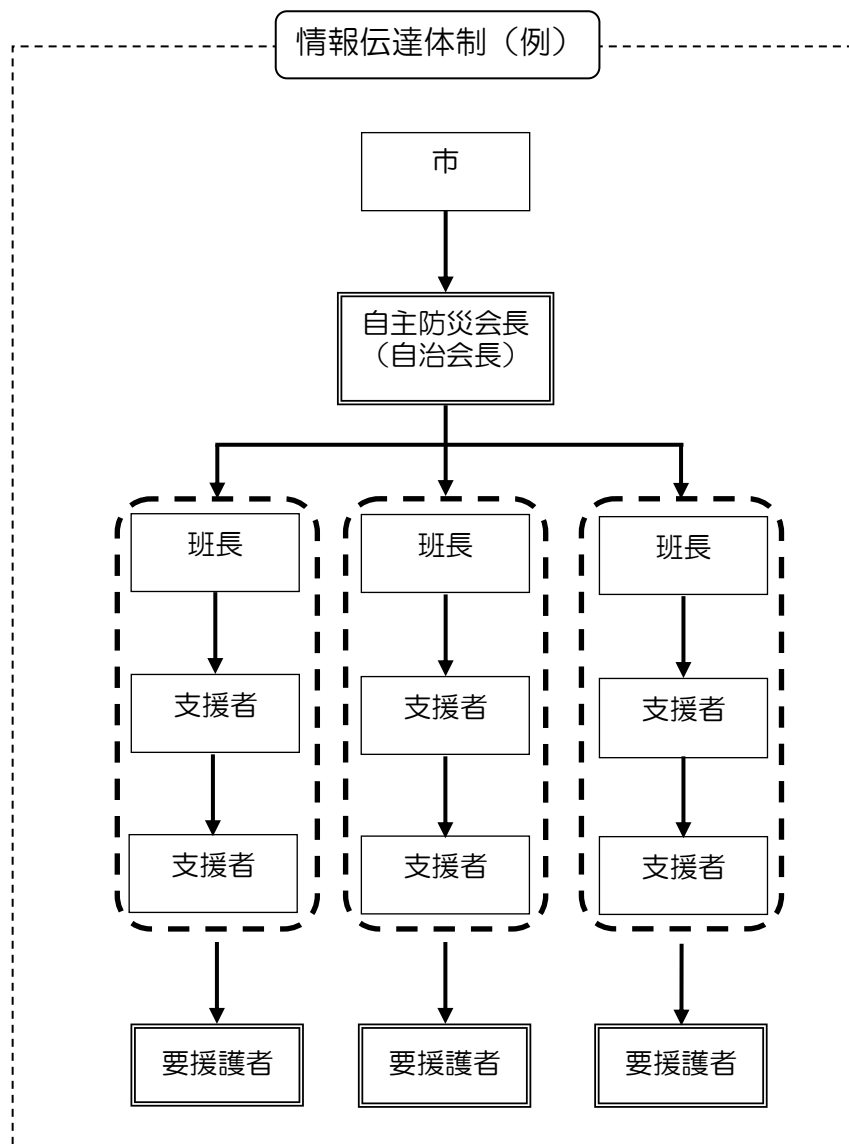
3 確実な情報伝達（情報格差をなくしましょう）

なかには防災無線、広報車、消防車などのサイレンや放送を聞き取れない人もいます。特に耳や目が不自由な人、高齢者などに対しては、地域力で確実な情報伝達を行ってください。

（1）市から自主防災会等への情報伝達



(2) 自主防災会（自治会）から避難行動要支援者への情報伝達



4 安否確認と被害状況の把握

自主防災会名簿、または避難行動要支援者名簿などを活用して安否を確認します。電話が通じない、電話に出ることができないなどの状況も考えられますので、その場合には直接訪問することも大切です。安否確認を行う際には、被害状況の把握や必要な情報の伝達なども行いましょう。

なお、安否確認等の収集した情報については、市役所へ報告してください。



○市役所連絡先

| 庁舎名 | 電話番号 | FAX 番号 |
|---------|----------|----------|
| 小出庁舎 | 792-1000 | 792-9500 |
| 堀之内庁舎 | 794-2111 | 794-3890 |
| 湯之谷庁舎 | 792-1122 | 792-7600 |
| 広神庁舎 | 799-3111 | 799-4488 |
| 北部振興事務所 | 797-2311 | 797-2313 |
| 入広瀬分室 | 796-2311 | 796-2767 |
| ガス水道局 | 792-1118 | 792-1119 |
| 消防本部 | 793-0119 | |

○関係機関等連絡先

| 機関名・団体名 | 電話番号 | FAX 番号 |
|--------------|--------------|--------|
| 小出警察署 | 793-0110 | |
| 魚沼地域振興局 | 792-1302 | |
| 東北電力(株)魚沼営業所 | 0120-175-466 | |
| 社会福祉協議会 | 792-8181 | |
| 市立小出病院 | 792-2111 | |
| 堀之内医療センター | 794-2450 | |



魚沼市

平成 21 年 5 月作成
平成 23 年 12 月修正
平成 25 年 1 月修正
平成 27 年 1 月修正
平成 29 年 5 月修正
平成 30 年 10 月修正

■ 避難支援体制にかかわること

総務課危機管理室（小出庁舎）

TEL：792-9214 FAX：792-9500

kikikanri@city.uonuma.lg.jp

■ 名簿管理にかかわること

福祉課厚生室（湯之谷庁舎）

TEL：792-9767 FAX：793-1016

kousei@city.uonuma.lg.jp